



5. 「日本女子の貧乏生活なり。女子は男子の貧乏生活に存在し、貧乏生活に存在すべし。」

又日本の女子には資産あるものなし。前に云える如く三界に家なしと諺するほどの次第なれば、固より私に有財する者あるべからず。或は家父又は良人が多少の財を与うる事あるも、唯僅に囊中の錢にして世事に公用すべきものに非ず。

と稀有なるのみならず、その身辺の物と雖ども所有の全権ありとは云い難し。良家の女子他家に嫁し不幸にして、その家の衰運に際するときは、新婦の衣裳金玉をも失うことなきに非ず。

甚だしきは良人なる者が無頼放蕩にして妻の簞笥長持を空らし、果ては故意に之を離別して尚訴うる所なき者あり。惨酷無情の甚だしき者なりと雖ども、之を如何ともすべからず。

女子の身に於ては毫も恃む所なくして、その安全は偶然に安全なるものと云わざるを得ず。之を要するに女子は男子の恵に依て存在し、その安危運命は男子手中のものなりと云うも可なり。

(P17 P18)

6. 「日本女子の貧乏生活なり。女子は男子の貧乏生活に存在し、貧乏生活に存在すべし。」

右の次第なるを以て女子が社会に立てその地位の高からざるも自然の勢にして、幽居終身男子の鼻息を窺て生活し、その負担する所は僅に塩噌衣服のことに止まり、曾て心事を戸外に馳せたることなく、内に居て身を屈するのみならず、稀に外に出で、人に交わるにも、男子と齒して対等の礼を享くるを得ず。例えば日本流の宴会等に於て男女同席するに、人の身分長少を問わず上座は男子に占められて、女子は恰も男子の宴に陪するものゝ如し。甚だしきは婦人が骨肉の子弟と共に座するに、推して之に上席を命じ、常にその進退を助くるの状あるが如き、彼の所謂人倫上より見るも秩序の顛倒したるものと云わざるを得ず。孔子曰、有し事弟子服其勞、有し酒食先生饌と。今我輩はこの語を借用して日本の男女の關係を評すれば、事あり女子その勞に服し、酒食あり男子饌すと云わんと欲するものなり。

(P18 P19)

7. 「西洋の女子は、女子の貧乏生活なり。女子は男子の貧乏生活に存在し、貧乏生活に存在すべし。」

「権」を在りし責任大に苦勞大に貧乏生活に存在すべし。

③ あらう。

凡そ人間社会に有力なるものは財にして、権は財に由て生じ財は権の源にして、西洋の女子は財を有するもの多し、その権力あるも亦偶然に非ず。既に権力あればその財を処するも亦自由にして、内に居るも外に交わるも自から独立の姿をなして他の寄宿生に非ず。世々の相伝以て一般の習慣となり、婦人が家に居て主人の虐待を免かるゝのみならず、夫婦正しく匹偶の実を失わざれば、凡そ男子の為す所のことにして婦人の為すを禁ずるものなし。学識あるものは文を以て鳴り、世才あるものは才を以て聞え、少小の教育は以て終身の用をなし、尚進で輓近は女子参政の権を争うものさえ世に現われてその論勢日に盛なりと云う。責任の重きこと斯の如くなればその苦樂も亦大なり、心身發達せざらんと欲するも得べからざるなり。我輩の所望は、我日本の女子をもその進歩の第一着として先ず西洋の女子の如くならしめんと欲するに在り、徒に学校教場の教にのみ依頼するが如きは敢て取らざる所なり。

P.22

オ三 (日本女性に「春情の満足」なし)

「快樂は「情」の食物なり。その「快樂」は「情」を「満足」せしむるが、

8. 日本女子の虚弱の原因は、「春情の満足」に在り。

又爰に日本の女子をして常に憂愁を抱かしめ、その感覚の過敏を致して遂に身体を破壊し、以て今日の虚弱に至らしめたるの一大原因あり。即ち社会の压制に由りその春情の満足を得せしめずして之を束縛幽閉するの流弊是なり。

(P.22 S P.23)

9. 「快樂は「情」の食物である。」「形体の生」「智識の生」「情感の生」

窃に案ずるに人生は之を概して三様に分つべし。曰く形体の生、曰く智識の生、曰く情感の生、是なり。此の三様を具えて完全なる人類と云う。既に生あれば又これを養うものなからず。即ち形体を養うには食物を以てし、智識を養うには修行を以てし、情感を養うには快樂を以てす。食物を以て形体を養うは誠に容易き事実なれども、修行の智識に於ける、快樂の情感に於ける、その関係も食物の形体に於けるに異なることなし。修行は智の食物にして快樂は情の食物と云て可なり。

(P.23 S P.24)

### 3. 日本女性の「責任」

人生の発達に責任の緊要なること斯の如くにして、顧て日本国の女子を見れば何等の責任あることなし。女子は三界に家なしと称して、生れて父母に養われてその家は父の家なり、成長して他人の家に嫁してその家は夫の家なり、老して子に養われるればその家は子の家なり。家の富は主人の富にして、女子は唯その富を仰て幸に主人と樂を共にするを得るのみ。家貧なるもその貧は主人の貧にして、女子は主人に従て共に苦むのみ。或はその責任は内を治め子を養ふするに在りと云うと雖ども、その内治とは何ぞや、大なるは衣服、小なるは塩噌にして、然かもその出納の権源は常に主人の手にありて、即ち主人の命令に従うものより外ならず。子を養ふするも亦此の如し。哺乳煦育の労は素より婦人の責任なれども、恰も良人の子を育するものにして自身の子の如くならず。

P.15 S P.16

### 4. 「日本の婦人は己が子を養ふるの責任を預かるものなり」

「權」なければ「責任」なし

己が匹偶の婦人が男を生みたりとて之に賞典品を与うるとは、畢竟婦人を器視したるの処置にして、無礼の甚だしきもの醜体の極るものと云うべし。故にその子が成長の上にてても教育の方法など定むるに、母は殆ど之に関するを得ずして、決を取る所は唯父の一心あるのみなれば、母の男子に於けるは、その子が家の主人となりし上にて之に従うのみに非ず、幼年の時より既に己に子の進退に喙を容るゝの權なきものなり。その權なければその責任も亦あるべからず。故に曰わく、日本の婦人は己が子を育するに非ずして良人の子を預かるものなりと。

P.16 S P.17

### 5. 「日本の女性に「責任」を預かるものなり」

「責任」は「權」を預かるものなり

# 福澤の「婦人論」の二回

『日本婦人論』のオ・ニ・オ・ニ・オ

オ一(日本女性に「主責任」あり)

1. 自力による「人種改良」

「扱我輩が自力に依て人種改良を行わんとするは、先ず日本国の婦人の心を活潑にして、随てその身体を強壯にし以て好子孫を求めんと欲するの工風なり。」 P.13

「他力による「人種改良」……「内外雑婚の工夫」

「自力による「人種改良」……日本国の婦人の心と活潑にする  
身体強化

2. 婦人の心と活潑にするには、婦人に主責任を任せざるべし。

「主責任を苦楽大いに負ふの幼き活潑な体質向上に人種改良

「大凡人間は苦樂を以て生を成すものにして、その苦樂の大なるもの、之を生の大なるものと云う。然り而して人の苦樂を大ならしめんとすれば、従てその責任も亦大ならざるを得ず。例えば政事世事に関して、この人の一挙一動は全国の休戚に影響し、その人の言行は唯一村一邑を動かすに足るとするときは、甲の責任は乙よりも大にしてその苦樂も亦共に大なるべし。或は百万円の主人と十萬円の主人と、その責任を比較すれば正に十倍の差違にして、苦樂の大小も亦十と一との如くなるべし。故に人の苦樂は唯責任に由て生ずるものにして、必ずしもその人の学不学に由るに非ず。或は不学の輩にても偶然に責任重き地位を得るときは、自らその人品を上進して言行容貌までも前年に異なるものあり。」 P.14